

# 令和3年度福岡地方最低賃金審議会議事録

## 第3回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和3年7月27日(火) 10:15~12:10

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第9会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 5人(定数5人)  
高田 亜朱華  
富山 敦  
平井 佐和子  
平木 真朗(会長)  
丸谷 浩介

【労働者代表委員】 4人(定数5人)  
黒崎 美紀  
小陳 武志  
野中 篤志  
浜田 紀子

【使用者代表委員】 5人(定数5人)  
金子 亮輔  
小島 良俊  
境 正義  
中村 年孝  
吉岡 秀樹

【福岡労働局】 藤枝 労働局長  
上村 労働基準部長  
鈴木 賃金室長 ほか

### 4 主要議題

#### (1) 福岡県最低賃金について

- ア 福岡県最低賃金専門部会について
- イ 福岡県最低賃金決定要素に係る追加資料説明について
- ウ 福岡県最低賃金の改正決定に関する関係労使等からの意見について
- エ 令和3年度地域別最低賃金額改正の目安について
- オ 最低賃金に係る労使の基本的な考え方について

#### (2) 福岡県特定最低賃金について

- ア 「福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、鉄鋼・製鉄圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気

機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会運営規程」の一部変更について

- イ 令和3年度特定最低賃金改正決定申出状況について
- ウ 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- エ 令和3年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案）  
【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】について

(3) その他

5 審議内容

会 長 定刻になりましたので、ただ今から、令和3年度第3回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会は、福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっております。

本日は、労働者代表委員の河村委員がご欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定数は満たされておりますので、本審議会は成立している旨、ご報告いたします。

次に、福岡地方最低賃金審議会第52期委員として、本日から新たにご出席をいただいております委員がおられますので、事務局の方からご紹介をよろしくお願いたします。

室長補佐 それでは、事務局より、過日の後藤委員の辞任を受けて、令和3年7月19日付けをもって、労働者代表委員に新しく就任されました委員の方をご紹介いたします。

黒崎 美紀 委員でございます。

黒崎委員 (挨拶)

室長補佐 なお、新しい委員名簿については、本日の資料（その1）の資料No.1のとおりでございますので、後ほどご確認ください。

会 長 では、黒崎委員には、今後の審議につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の議事録の署名ですが、  
労働者代表委員 野中委員  
使用者代表委員 小島委員  
にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

野中委員  
小島委員

(承諾)

会長

ありがとうございました。  
では、これから議事に入ります。  
本日の議事は、大きく区分して、福岡県最低賃金と福岡県特定最低賃金の双方に関するものとなっております。  
従いまして、まず先に、福岡県最低賃金に関する議事から進めてまいります。  
では、議事(1)アの「福岡県最低賃金専門部会について」ですが、始めに、事務局から専門部会委員の選任状況について説明をお願いします。

賃金指導官

(選任状況を説明)

会長

ありがとうございました。  
では、専門部会委員に選任されました皆様、今後のご審議について、どうぞよろしくをお願いします。  
さて、ここで私から専門部会の審議にかかわりまして、本審委員の皆様にご確認させていただきたいことが2点ございます。  
1点目ですが、最低賃金審議会令第6条第5項には「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されており、当審議会におきましては、従来から慣例として、「専門部会において全会一致で結論が出た場合には、その決議をもって、審議会の決議とする。」という取扱いをしておりました。  
また、専門部会で結論が出た場合、本来ならば本審において、会長から福岡労働局長へ答申をすべきところですが、全会一致の場合については、専門部会長が会長名により、福岡労働局長に対して答申を行うという取扱いを、従来から慣例としてきておりました。  
そこで、今年度の審議会におきましても、従来と同様に、専門部会において全会一致での結論が出た場合については、その決議をもって審議会の決議とし、その場合には、専門部会長が、会長名により局長あて答申するという取扱いで、ご了解をいただければと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。ご異議はございませんでしょうか。

各委員

(異議なし)

会長

ありがとうございました。  
では、ご異議がございませんでしたので、今年度も従来の手続きに沿って進め



てまいります。

次に2点目ですが、最低賃金審議会令第6条第7項には、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。当審議会におきましては、従来から、本審の議決を踏まえ、「専門部会が任務を終了したときには、専門部会を廃止する。」という取扱いを慣例としておりました。

従いまして、今年度の審議会におきましても、従来同様、専門部会が任務を終了したときには、専門部会を廃止するという取扱いでご了解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご異議はございませんでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

それでは、今年度についても、専門部会は部会としての任務が終了したときに廃止することといたします。

次に議事(1)イの「福岡県最低賃金決定要素に係る追加資料説明について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官  
賃金室長

別冊追加資料ⅡNo.1-3 生活保護と最低賃金(厚生労働省・福岡労働局)  
別冊追加資料ⅡNo.2-9-1 令和3年賃金改定状況調査結果(厚生労働省)  
別冊追加資料ⅡNo.2-9-2 賃金改定状況調査結果の訂正について(厚生労働省)  
別冊追加資料ⅡNo.3-5 月例経済報告【令和3年6~7月】(内閣府)  
資料 No.6 賃金分布に関する資料  
資料 No.7 福岡県最低賃金額・影響率及び未満率(過去5年間)  
資料 No.8 「業務改善助成金・福岡働き方改革推進支援センター」案内リーフレット

統計調査係長

別冊追加資料ⅡNo.2-10 令和3年福岡県賃金実態調査結果(福岡労働局)に基づき説明。

会 長

ただ今の説明について、何かご質問等はございますか。  
丸谷委員どうぞ。

丸 谷 委 員

簡単なことで、誤りを2点ほど。

通しページで、89ページの生活保護と最低賃金の比較について(令和元年度)の、県内級地別人口のところ、単なる誤植だと思えますけれど、1級地-2、0人となっていますが、1級地-1の誤りだと思えます。

賃金指導官

すみません。失礼しました。

「1級地-2」は「1級地-1」の訂正にてよろしく願います。

丸谷委員 それから、先ほど訂正のありました、162ページの福岡県最低賃金額と1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)のところで、ご指摘があったのが、第1・4分位数が対前年比でマイナスプラス10がマイナス10ということだったのですが、おそらく第1・20分位数のところもマイナスプラス3となっていますけれども、マイナス3の誤りだろうと思いますけれども、それでよろしいですね。

統計調査係長 はい。プラスを削除いただくことでお願いいたします。

丸谷委員 以上です。

会長 ほかに、ご質問等はございますか。

各委員 (なし)

会長 ほかに、ご質問等がありませんでしたら、次の議事に進みたいと思います。では、次に議事(1)ウの「福岡県最低賃金の改正決定に関する関係労使等からの意見について」です。

広く意見を求める旨での公示が7月15日までの間、行われておりましたが、これを受け、複数での意見書ほか提出されておりますので、意見書等の概要について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 【公示による意見】

- 資料No4-1 最低賃金の改定に関する意見書  
(平和・労働・人権北九州共闘センター)
- 資料No4-2 令和3年度福岡地方最低賃金改定に関する意見書  
(エフコープ生協労働組合)
- 資料No4-3 最低賃金の引上げ等に関する意見書  
(非正規雇用フォーラム・福岡)
- 資料No4-4 福岡県最低賃金の改正決定に係る意見書  
(福岡県自治体労働組合総連合)
- 資料No4-5 令和3年度最低賃金改定に関する意見書(福岡県労働組合総連合)
- 資料No4-6 最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書  
(福岡県医療労働組合連合会)

に基づき説明。

賃金室長

【公示による意見ではないもの】

資料No.5-1 最低賃金の改定に関する意見書（福岡県知事）

資料No.5-2 低賃金労働者の生活を支え、新型コロナ禍の地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げを求める会長声明

（福岡県弁護士会）

に基づき説明。

会長

福岡県最低賃金の改正決定に関する意見については、当審議会としては、ただ今の事務局からの趣旨説明に加え、前回の審議会での意見発表聴取の際にも、承ってきたところです。ついては、この間、この最賃審議会に向けていただいていたご意見については真摯に受け止め、これからの専門部会での改正審議の中で反映などさせながら、今後の議論を進めていくとの方向性で参りたいと思っておりますが、委員の皆様、このような考え方がベースでよろしいでしょうか。

各委員

（異議なし）

会長

また、併せて、只今事務局から説明のあった公示によるご意見等に関して、今の段階で確認しておくことなど何かございませんでしょうか。

ご意見等がありましたら、挙手にてお願いします。

各委員

（なし）

会長

この間ご異議等なく、また、ほかにご質問等もありませんでしたら、次の議事に移行したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では、次の議事（1）エ「令和3年度地域別最低賃金額改正の目安について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料No.9 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）  
に基づき、中央最低賃金審議会の答申を伝達。

会長

ただ今の事務局説明について、何かご質問等はございますか。

賃金室長

ちょっとよろしいですか。

目安とは違いますけれど、情報提供させていただきます。

先週の7月21日のことですが、東京の最低賃金審議会において、すでに28円で答申されたという情報を得ましたのでご報告させていただきます。

会長

ただ今の事務局説明について、何かご質問等はございますか。



各 委 員

(な し)

会 長

ほかにご質問等がありませんでしたら、次に移りたいと思います。

では、議事(1)オの「最低賃金に係る労使の基本的な考え方について」ですが、福岡県最低賃金の改正審議に当たっての基本的な考え方を、労使双方からお聞かせいただきたいと思います。

まず、労働者側からお願いいたします。

小 陳 委 員

労働者代表委員の小陳です。

私から、労働者側の基本的な意見を述べさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、情勢感といいますか、新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況が、まだ続いておりますけれども、流行開始から1年以上経過した今、先行きを見通す環境というのは、例えば去年の今頃と比べれば確実に変化しているのではないかと考えております。

連合の春季生活闘争の集約結果が、今、配っていただいた資料の1ページ、2ページ目に7月6日付けで載っております。

1ページ目の文章の下の方に書いていますけれども、ここ数年の賃上げの流れを引き継ぐことができたという総括をしております。裏面に数字が出ていますが、正直、黒三角が多くて去年の数字を下回っているところが多いのですが、去年を下回っているということで、賃上げの流れ自体は続いているという結果でありますし、1ページ下のグラフで一番右端の棒グラフは、青い棒が去年の集約なので、最終集計時点では妥結できていない組合がかなり多かったです。今年も例年並みに戻っております。

これは、1年経過したことで労使共に先行きを見極められる状況になった中で妥結する数が例年並みに戻っているものだと思います。

やはり、去年と決定的に異なるのは、ワクチンの接種が進んでいるということです。

希望する国民に広く行き渡るまでには時間がかかるようですけれども、例えば、本日お配りした資料の3ページ目、日銀の経済・物価情勢の展望、7月分の最初のところに載せておりますけれども、赤線を引いていますところ、「わが国の景気は、基調としては持ち直している。」「ワクチン接種の進捗などに伴い政府の経済対策の効果が経済を支えるなかで、感染症の影響が収束していけば、わが国経済はさらに成長を続けると予想される。」とされているところです。

雇用情勢や失業者数は、横ばいの状況が続いておりまして、福岡県の直近の有効求人倍率は1.07倍ということで、改善が進んでおります。

先日、連合福岡でセミナーを行って、日本総合研究所の山田久先生から講演をしていただきました。

その際、直近の情勢を見るに当たって、着目すべき数値として雇用人員判断D Iを見た方が良いのではないかと言われました。今日お配りしている資料の4ページ目、資料2の日銀短観雇用人員判断D I、直近が2021年6月分ですので、コロナ前の2019年と、去年の6月、それから2008年9月のリーマンショックを挟んで、2008年6月と、2009年6月のD Iを載せていますが、リーマンショック前はマイナスであった、つまり不足であったD Iがリーマンショックからある程度経った2009年6月では大きな過剰が続いていたという状況です。

そして今回、2019年は非常にマイナスが大きかったのですが、去年の6月は、やはりプラスの方へ寄っていますけれど、直近の6月では、またマイナス、不足の状況へ転じているのだと、こういった辺りの状況に着目すべきではないかというお話をお聞きしましたので、それで拾い上げて、今日の資料で挙げさせていただいているところです。

やはり、リーマンショックの状況とはかなり違う状況ではないかということで、昨年度とは明らかに異なる環境変化をしっかりと見極めた上で、議論をする必要があるのだろうと思っております。

以上が1点目です。

続きまして2点目です。

これは私共として、このコロナ禍において、改めて注目されました医療・介護、或いはスーパー等の販売員、宅配・配達員などの社会の基礎を支えている、いわゆるエッセンシャルワーカーの方々ですが、多くは感染症のリスクなどの負担が非常に大きいにもかかわらず、処遇については高くないという実態があります。

ですから、コロナ下で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも最低賃金を上げるべきだと考えております。そして、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクですとか、手指消毒液などの恒常的な支出増が、とりわけ、最低賃金額の近辺で働く方々の家計に大きな影響を与えていることを考慮すべきだというふうに思っております。

この1年余りのコロナ禍による労働者の生活困窮度というのは、非常に深刻さを増しています。

これは、本日お配りしました資料の5ページの上の資料3、緊急小口資金等の特例貸付額が1兆円を超えたということで、これはリーマンショック時の10倍を超えているということでもあります。免除制度などが設けられていると聞いていますが、基本は返さなければならない借金がこれだけ膨らんでいるということで、労働者についても大変厳しい状況に陥っているということについて、訴えておきたいと思えます。

それから3点目ですけれども、これはコロナ以前から私共としても主張しております、日本の、そして福岡県の最低賃金の水準の低さについてです。

福岡県の現在の最低賃金では、生活を維持するには十分とは言えないと思っております。今の842円では、年間2,000時間働いても年収168万円ということに



なります。

仮に、目安どおり 28 円アップの 870 円でも 174 万円で、200 万円を超えない水準にとどまっています。

それから、生活保護水準との比較は先ほど、かい離が解消されているというような報告がありましたが、842 円で計算しても、或いは 870 円で計算しても、まだまだ課題を残す水準にあると思っております。国の方でかい離を検証しながら、この間、最低賃金の上げが進められたことは評価しますが、まだまだ、生活保護との比較方法には色々な視点で課題があるという指摘を受けています。

私自身、生活保護のケースワーカーで働いていた時期もあるのですが、生活保護の計算をしていた経験もある中で言いますと、本日の資料その 1 の 90 ページの下段 98,668 円的生活保護費に対して、収入が 119,418 円ということで、差し引いたら 20,000 円を超えているので、生活保護費をクリアしているという計算になっていますけれども、実際に、生活保護で働きながら収入を得ている方の場合、もちろんこの差し引きがマイナスになると生活保護費の支給は必要ないということになるのですが、就労収入を丸々 100 パーセント差し引くことはせず、当然、働くにあたっては経費が掛かるわけですから、経費は控除しようという考え方がございます。このやり方では、大体 12 万円位の収入があれば 25,000 円位は必要経費と認めて控除がされますので、それでいうと、まだまだ足りない水準だということ、そのことをこの課題については申し述べておきたいと思っております。

それから、4 点目なのですが、これは福岡県の最賃格差の課題です。

本日お配りした資料 5 ページの真ん中の資料 4 ですが、正社員以外の労働者で主な収入源が「自分自身の収入」である人の割合、これは連合の数字であるのですが、正社員以外の方でかつ主たる生計者である者の割合がどんどん増えている状況にあります。女性も増えていますが、とりわけ男性が増えているということです。

そうした中で、下の資料 5 ですが、令和 2 年の賃金構造基本統計調査の短時間労働者の都道府県別 1 時間当たり所定内給与額、これは分かりやすいように色付けしてきました。

福岡県を下回る都道府県が白色で表示されていますが、これが 9 県しかないということで、下から 10 番目、上から 38 番目という、非常に低い水準にあるというところであり、やはり最低賃金の上げによって底上げを図っていくということが、福岡にとっての喫緊の課題となっているのだと思います。

それから、もう一つ格差の課題から言いますと、次のページ資料 6 に、前回の審議会の中でも地方の労働者からということで意見発表にありましたが、最低賃金と転入超過率の相関を表したグラフということで、一番相関性が高い 20 歳から 24 歳の方の最低賃金については、これは左側から最低賃金の高い順に都道府

県を並べています。

青いグラフが最低賃金の額を表しておりまして、これに対する転入超過率をグラフに落とし込みますと、オレンジのラインになるということで、当然最賃だけで転入転出が決まるわけではないので、でこぼこがあります。

さらに福岡県の場合には、でこぼこのでこぼこではありますけれど、明らかに相関があるということが見て取れると思います。

福岡県の場合は、やはり福岡市、及びその近郊がある意味では一人勝ちという状況がある中で、福岡市近郊以外については、人口の減少が非常に深刻な課題となっていますが、これは7ページの資料7のところに書いてありますように、2020年の国勢調査では北九州市が全国で一番大きい人口減になっている、そういったことを抱えているというところでもあります。

やはり、最賃の水準の格差解消というのが、福岡にとって重要な課題であると思っております。

福岡の目指す水準として、一つの考え方としまして、過去からの審議会の中でも福岡県の経済水準に応じた地位を目指すべきではないかという意見があったと聞いております。

本日の資料の8ページには、統計調査の情報がまだ更新されていないので、去年の審議会で出した資料と同じ資料になりますが、福岡の主な経済指標を見ると、10位レベルの位置付けにあるという中で、最賃の順位は19位ですので、福岡としてはこういった経済指標のレベルを目指していくべきではなかろうかと思えます。

もちろん、福岡がCランクに位置付けられているということによって最賃は定められているというところはあるかと思えますけれど、ランクを決める指標を見ますと、まずは生計費とか賃金の水準、後は付加価値ということになりますが、この指標にも出ていますけれども、ランクを見ますと、付加価値の方は、福岡は結構高いです。

ところが、労働費が安いことと最賃が低いことがお互いに足を引っ張り合っていて、付加価値が高いのであれば、やっぱりそれに見合って賃金も上げていくべきではないだろうかと思うところでもあります。

少しずつでも、一気に10位レベルといったところに到達しない中で言うと、今年の議論においても、やはり格差の問題というのをしっかり捉えた上で、解消に向けてどうやって行くのかという視点で議論するべきであろうと思っております。

5点目なのですが、アフターコロナを見据えたところで、経済の回復には内需拡大が必要です。そのためには、その中心を占める個人消費の増加を可能とするような所得増が不可欠だと思っております。

そういった中で、改めてと言いますか、今更ながらというところなのですが、先程の資料を1ページ戻っていただいて、7ページの中段に資料9ということで



挙げさせていただいていますが、最低賃金法の第1条に定められた「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」というところ。これは、コロナ禍という状況において、最低賃金が果たすべき役割、当然経済の発展を目指す、そこにおいて公正な競争の確保という点、そして当然、低廉な労働者についての賃金を確保という点をどう発揮するかということを押さえた審議が必要であろうと思っております。

続きまして、そういった中なのですけれど、6点目、今ほどの資料の下、資料10なのですけれど、これは6月24日の日経新聞に、あまり大きくはなかったのですが出ていた記事で、株高で世界の富が増えていると、これが偏在していて格差が拡大しているという内容の記事です。

6月24日というのは第1回審議会があった当日で、その朝刊でしたので、非常に思うところがありました。

会 長 小陳委員、すみません。  
何ページですか。

小 陳 委 員 7ページです。7ページの資料10です。日経新聞の記事の抜粋ですが、こういう記事が載っていたということでもあります。

コロナ禍においてこのような格差が拡大しているというのはやっぱりおかしいのではないかと、お金の流れを変えなければいけないのではないかとということについては、強く思い、私達労働者は戦っていかなければならないのだなという認識を強めたところでもあります。

国際比較でも低位に置かれている日本の最低賃金を適正な賃金へと上げていくことでお金の流れを変える、という視点にすべきではないかと思っております。

なかなか、今の状況の中で最賃を上げること自体に厳しさがあることは理解しますが、厳しいから仕方がないのではなくて、じゃあ、どうやって上げられる状況を作って、お金の流れを変えていくのかということを考えるのが、この最低賃金の役割だろうと思っています。

そうした意味で、最賃の引上げが可能となるような、中小企業が賃上げをしやすい環境の整備というのが、非常に大事になってくるのだろうと思っております。

資料の7ページの一番下、資料11と書いているところは、7月18日の中央の目安が決まったことを受けた読売新聞の社説ですけれど、引上げが可能となるような補助などが必要なのだということが記載されております。

また、9ページに7月21日に開催された令和3年第11回経済財政諮問会議で



は、最賃の目安引上げを受けて、「最低賃金を引上げやすい環境整備」を政府として行っていくのだという、雇用調整助成金の特例ですとか、生産性向上支援策の拡充、下請取引の適正化等も力を入れてやっていくのだというような中身となっております。

よって、どういったことをやれば引上げが可能な環境ができるのかということ、審議会の中でも議論していかなければならないだろうと思っています。

こういった議論をするにあたっては、資料の10ページ、資料13につけております。これは見られた方も多いのではないかと思います、中央の審議会の中で、参照された資料です。

「新型コロナウイルス感染症の影響下における中小企業の経営意識調査」ということで、調査の概要について、下段に16,000の中小企業に対する回答率が26パーセントとなっておりますが、回答率が26パーセントということは、回答された企業は一定の意識を持っている企業が回答されているのではないかと推測するわけなのですけれど、次の11ページに各種支援策の利用度・認知度ということで、上段にコロナ関連の各種支援策の利用度・認知度の記載がありますが、これは相当の認知度があって、一定数の利用がされているという状況が見えますので、この間の関係省庁などの取組の結果が表れているのだろうと思っています。

一方、下段の働き方改革・生産性向上等の各種支援策の利用度・認知度には、キャリアアップ助成金や業務改善助成金が載っていますが、キャリアアップ助成金も、業務改善助成金についても認知度が半分以下で、利用したという割合が小さいというところとなっております。

それから、次の12ページの上段に、中小企業において最賃の引上げに対応していくために必要なポイントとして、公正取引にかかわっての下請取引のガイドラインとか、パートナーシップ構築宣言は私共としても大切な取組であると思っていますが、認知度としては70パーセントか60パーセントが知らないというような状況ですので、少なくとも課題が表れているのではないかと考えています。また、同じ資料に業務改善助成金の令和2年度の都道府県別実績も載っていましたので、ここに掲載させていただいていますが、第1回の審議会の中で、福岡の実績報告が36件ということで、その数字が多いのかどうかというのはありますが、少なくとも全国で見た場合にはトップということで、これは昨年の審議会の中で私共が1円引き上げるという議論をした中、中小支援策を広げていこうというような話をした中で、福岡労働局として努力していただいた結果が表れているのではないかと考えています。

やはり、引き続き最賃を引上げるための環境整備として、実際に周知が必要なのか、それとも、制度の使い勝手の問題なのか、そもそも制度を根本的に変えないといけないのか、ということも含めた議論を是非お願いしたい、そういった議論をする中で、環境を作っていくことが大切なのではないかと考えております。

以上をもちまして、私共としましての今年度の福岡地方最低賃金についての考

え方は、上位との格差解消を少しでも図るという視点も持って目安額の 28 円を上回る引上げを行い、870 円を超える水準に改定すべきだというふうに申し上げておきたいと思います。

ただし、もう一言申し上げますけれど、審議会における三者構成による決定機能は、長期的な視点も含め、非常に大事であると認識しておりますので、今年度の審議におきましても誠意を持って審議を行うことで、合意による承認を追求したいということを最後に付言申し上げます、労働者側としての基本的な意見とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

会 長                    ありがとうございます。  
次に、使用者側からお願いいたします。

中 村 委 員            使用者側委員の中村でございます。

私の方から、使用者側の基本的な考え方について述べさせていただきます。

まず始めに、福岡県における企業を取り巻く環境について申し上げたいと思います。昨年 4 月 7 日から新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、最初の緊急事態宣言が発令されました。

その後、今年に入りまして、1 月 14 日から 2 回目、5 月 12 日から 3 回目、更に引き続き 7 月 11 日まで、蔓延防止等重点措置が実施をされております。約 1 年 3 か月の間に、延べ 162 日間、5 か月余り経済活動が厳しく制限されております。

この間、企業経営に与える影響は極めて深刻であり、一部に好調な業種、業界が見られる一方、宿泊業や飲食業、交通運輸業を中心に、依然として回復の見通しがつかないのが実態です。

福岡県を含む、九州沖縄地方における企業短期経済観測調査を見ても、2021 年 3 月において、業況判断 D I は全産業でマイナス 7 ポイント、宿泊飲食サービスはマイナス 78 ポイント、運輸・郵便はマイナス 33 ポイントであり、厳しい状況が続いていることを示しています。

また、特に中小企業については、北部九州における景況判断 B S I を見ても、2021 年 1-3 月期でマイナス 32.9 ポイントと大幅なマイナスを示しており、依然として大変厳しい環境に置かれていることが分かります。

こうした環境を踏まえまして、今年度の審議に対する基本的な考え方を申し上げます。

骨太の方針 2021 には、最低賃金に関して、より早期に全国加重平均 1,000 円とすることを目指し、本年の引上げに取組むと書かれています。一方、最低賃金法では、「最低賃金は労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の三要素を考慮して定めなければならない。」となっています。

先程申し上げた、非常に厳しい環境を踏まえ、最も重視しなければならないのは、三要素の内、通常の事業の賃金支払能力だと思われます。そこで、通常の事業の賃金支払能力を指し示す根拠として、賃金改定状況調査の第4表があるわけですが、そこで、福岡県が分類されるCランクにおける賃金上昇率は、産業計で0.5パーセント、対前年では0.8パーセントのマイナスであり、最もコロナの影響を受けている宿泊業、飲食サービス業では、最低賃金の影響を受けやすいパートの賃金上昇率はマイナス0.2パーセントで、前年より下がっている状況にあります。

このような状況の中で、最低賃金が大幅に引上げられることがあれば、労働分配率の高い中小企業にとっては、経営に対して大変大きなダメージを受けることが予想され、それによって、廃業が更に増加すること、或いは雇用の調整に繋がることなどが懸念されます。

私共は、このようにコロナの影響を受け、大幅に経営環境が悪化している中では、今は官民、労使で力を合わせて事業の存続、雇用の維持を最優先するべきだと考えます。

以上を踏まえまして、今年度は最低賃金を引上げず、現行水準を維持することを主張します。

なお、中央最低賃金審議会の目安小委員会は、福岡県が分類されるCランクにおいて、28円の目安を示しています。公益委員の見解が出ていますが、コロナの影響を強く受けた現状の環境の中、福岡県において、なぜ3.3パーセントアップの28円の引上げなのかを、各種指標やデータなどの明確な根拠によって具体的に指し示していただくことを要望します。

私からは以上です。

会 長   ありがとうございました。

  ただ今の労使双方の基本的な考え方などにつきまして、ほかの委員の皆様からのご意見、ご質問などはございませんか。

各 委 員   (な し)

会 長   それでは、福岡県最低賃金の具体的な審議については、今後の専門部会において行うこととなりますので、選出されました専門部会の委員の皆様には大変ご苦勞をおかけすることになるかと思いますが、改めてよろしく願いいたします。

  では、大きな区切りで次の議題ともなります、特定最低賃金関係の審議へと入りたいと思います。

  特定最低賃金の関係では、まず、運営規程にかかわっての議事となっております。



議事（２）のアですが、これは、「福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、鉄鋼・製鉄圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会運営規程」「福岡地方最低賃金審議会福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会運営規程」以上５つの規程の一部変更について、というものになります。

では、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

- 資料No.10 福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、鉄鋼・製鉄圧延業、  
鋼材製造業最低賃金専門部会運営規程（案）
- 資料No.11 福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、  
電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金専門部会運営規程（案）
- 資料No.12 福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業  
最低賃金専門部会運営規程（案）
- 資料No.13 福岡地方最低賃金審議会 福岡県百貨店、総合スーパー  
最低賃金専門部会運営規程（案）
- 資料No.14 福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車（新車）小売業  
最低賃金専門部会運営規程（案）

に基づき説明。

会長

ありがとうございました。

では、説明のあったそれぞれの運営規程の変更について、皆様からのご意見はございませんか。

野中委員

よろしいですか。

会長

はい、どうぞ。

野中委員

今言われたように、オンラインを含むという形で運営規程を変更ということなのですが、書いてあるとおり、部会長が必要であると認めるときは、という流れの中で、やはり、どうしても顔を合わせて議論をするべき内容というのはあると思いますので、そういったところも判断の上で、しっかりと決定をしていただきたい。世の流れで言うと、コロナの風潮の中でテレビ会議の方が優先になりがちだと思うのですが、対面による議論というところもしっかりと視界に入れた判断をということで、お願いという形にさせていただきたいと思います。

会 長

ありがとうございます。

そのほかにはございませんでしょうか。

なお、今の事務局の説明によれば、昨年度3月16日に開催された第8回本審の際にも、同じ趣旨での説明があったようですが、既に、最賃審議会の本体規程、県最賃の専門部会、そして、運営小委員会と3つの運営規程について、3月16日をもって変更のご承認を委員の皆様からいただいているということでもありますので、本日の変更の件も、皆様からのご意見がほかにないようでしたら、5件の規程変更案について、そのまま審議会として承認したいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

丸谷委員

よろしいですか。

会 長

どうぞ。

丸谷委員

ご提案の主旨は、そのとおりで結構だと思うのですが、一度確認させていただきたいのが、審議会の公開との関係で、テレビ会議システムを利用した場合に、もし、全体の意向が非公開とされた場合にテレビ会議システムを利用した時、公開、非公開が担保できないことですが、その辺の取り扱いなどについてはご配慮いただいているのでしょうか。

労働基準部長

今の件につきまして、いわゆる、リモート、ウェブの公開に係る担保ということですが、今後、検討していかざるを得ないと思っております、今の段階では、こうだという答えはできない状況です。

会 長

テレビ会議等が行われる場合は、その時に改めて、実務的に詰められるということよろしいでしょうか。

労働基準部長

はい、その通りということでよろしく申し上げます。

会 長

丸谷委員、いかがでしょうか。

丸谷委員

はい、分かりました。

会 長

そのほかにも、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

各 委 員

(な し)





賃金指導官

資料No.16 令和3年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案)  
【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】  
に基づき、予定日時、発表者の推薦期限、意見書提出期限等を説明。

会 長 　　ただ今の説明について、何かご質問はございますか。

各 委 員 　　(な し)

会 長 　　それでは、この案の内容で、8月17日の第2回運営小委員会での実施をよろしくお願ひします。

次に議事(3)の「その他」ですが、事務局から説明があればお願ひします。

● 賃 金 室 長 　　(7月21日開催の経済財政諮問会議にかかる情報提供)

会 長 　　ただ今の、事務局からの情報についてご質問等はございますか。

各 委 員 　　(な し)

会 長 　　では、事務局から続けて何かございますか。

賃金指導官 　　ございません。

会 長 　　ほかに皆様から何もなければ、これをもちまして、本日の審議会を閉会といたします。

大変、お疲れ様でした。

● 署 名

公益代表委員  平木 真朗

労働者代表委員 野中篤志

使用者代表委員 小島 良俊